



住民税の特別徴収制度

平成 28 年度からは、給料から天引きされる個人住民税の特別徴収が徹底されています。

給与所得者の個人住民税は、地方税法により特別徴収するのが原則です。しかし、全国的に特別徴収の実施率は低いのが現状でした。昨年度までは普通徴収を希望した場合には普通徴収をすることができましたが、28年度からは普通徴収を希望していたとしても特別徴収で徴収されるようになりました。



1. 特別徴収と普通徴収について

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、**事業主（給与支払者、会社）が毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員本人に代わり事業主が市区町村に納付する**制度です。

原則として、アルバイト、パート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収して納付する必要があります。

毎年5月末までに事業主あてに市区町村から「特別徴収税額決定通知書」が送られてきます。その通知書には毎月徴収すべき税額が記載されていますので、事業主はそれに従い毎月の給料から住民税を天引きし、翌月の 10 日までに従業員の住民税の合計額を各市区町村へ納付します。

普通徴収とは納税者本人が市区町村へ直接税金を納める方法です。普通徴収では、納税通知・納付書を個別に納税者に送付します。それを受けて、納税者は一括または年 4 回（6 月・8 月・10 月・翌 1 月）に分けて、市区町村に直接納付します。退職者や給与所得以外の所得をお持ちの方はこちらの納付方法で納付します。



2. 納期の特例

事業主が毎月、住民税を納税する事務手続きが困難な場合には、従業員が常時 10 名未満の場合に、市区町村長の承認を受けることで、年 12 回の納期を 12 月と 6 月の 2 回とすることができます。希望する場合は、従業員がお住まいの各市区町村に「**市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書**」を提出し承認を受ける必要があります。



3. 中途入社の方

新入社員や中途入社の方については、入社年度は給与から住民税は天引きされません。その方については普通徴収となっていますので本人が納めています。

他の方と同じく入社後すぐの給料から天引きする特別徴収に切り替えたい場合は、「**特別徴収への切替申請書**」を市区町村に提出することで特別徴収を開始することができます。

4. 注意点

前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年度の 4 月 1 日において給与の支払いを受けている方は特別徴収の対象となり

ます。従って、アルバイトやパートであってもこの要件に当てはまる場合には、特別徴収の対象となります。

従業員さん（特にパートさん）から、普通徴収にしてほしいと希望があった場合ですが、個人住民税の徴収方法は本人又は事業主の希望で選択することができません。従業員の希望があっても特別徴収になります。

また、年の最初に給与支払報告書を提出した後に従業員が退職、転職等をした場合には、「**給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書**」を市区町村に提出する必要があります。給与所得者異動届出書については、異動が生じた翌月の 10 日までに各市町村へ提出をします。

手続きを忘れやすいのは住民税が非課税の方です。納付額 0 円の従業員が異動した場合であっても、給与所得者異動届出書の提出が必要です。

社会保険の算定

1. 労働保険の申告と納付

労働保険の申告は、毎年 7 月 10 日（平成 28 年は 7 月 1 日）までに提出し、あわせて納付する必要があります。

今年の申告は、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の確定保険料を算出して、前年度に申告した概算保険料との精算を行います。さらに平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の概算保

険料を算出し、納付することとなります。

従って、毎年、今年度の概算保険料と前年度の確定保険料を計算して納付することとなります。

算出した概算保険料が40万円を超える場合には、3回に分けて納付することも選択できます。



労働保険の申告では、雇用保険と労災保険の2種類の保険と、一般拠出金（石綿健康被害救済法に基づく負担金）を合わせて申告しております。

雇用保険料は従業員の失業給付などを受けるために必要な保険料であり、会社と社員がそれぞれ負担することとなっております。平成28年度の雇用保険料率は以下の通りです。

<一般の事業>

（全体の保険料率）	11.0/1000
（うち会社負担分）	7.0/1000
（うち社員負担分）	4.0/1000

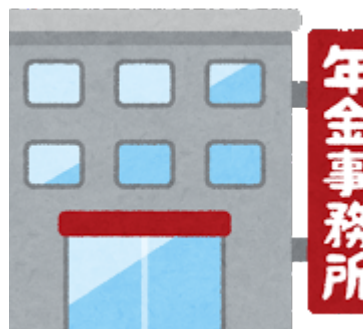
雇用保険は、原則として週20時間以上の勤務されている方が被保険者の対象となります。週20時間はおよそ通常の社員の半分の勤務となります。常時このような働き方をしている方は加入漏れがないか確認をお願いします。

また雇用保険料は、4月1日現在で64歳以上の方からは、徴収しないこととなります。この方の雇用保険料は、会社と本人ともに免除となります。したがって、年齢が64歳になっている方から、雇用保険料を徴収していた場合は徴収の可否を今一度ご確認のほどお願いいたします。



2. 社会保険の算定基礎届

社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）は、毎年9月分保険料（10月支給の給与より天引きされる金額）より改定されることとなります。その改定後の保険料は、4月5月6月の総支給額の平均で算出します。



但し、4月5月6月で昇給又は降給し、社会保険料の等級が2段階以上変動した場合には、算定基礎届ではなく、月額変更届を提出する必要があります。例えば5月支給給与から昇給した場合、5月6月7月の総支給額の平均を算出して、8月分保険料（9月支給給与）より改定することとなりますので、注意が必要です。



源泉所得税の納付の特例

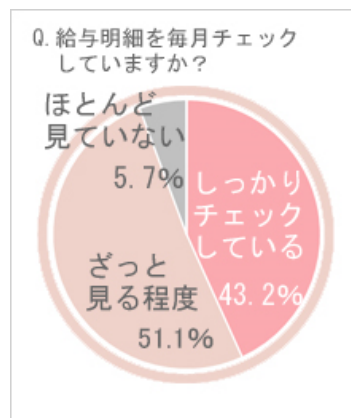
源泉所得税の納付の特例を受けている会社の源泉所得税の納期限は、7月10日（平成28年は7月11日）となります。忘れずに納付をお願いいたします。

納付の特例を受けている会社は、1～6月の源泉税を7月10日までに、7～12月の源泉税を翌年1月20日までに納めなければならないこととなっております。

この特例を受ける条件は常時10人未満の社員の会社で、源泉税の納付遅延が

無い場合に、あらかじめ税務署に所定の届出をすることで納付の特例を受けることができます。

納付の特例の対象となる支払いは、給与や賞与、退職金、税理士や弁護士などへの支払いに限定されます。従って、講演料や原稿料などの支払いについては、納期の特例の適用は受けられず、毎翌月10日までに納めなければなりません。



研修のおしらせ

6月9日は所外で事務所職員研修を行いますので、事務所業務はお休みとさせていただきます。

（担当者：山本修）

